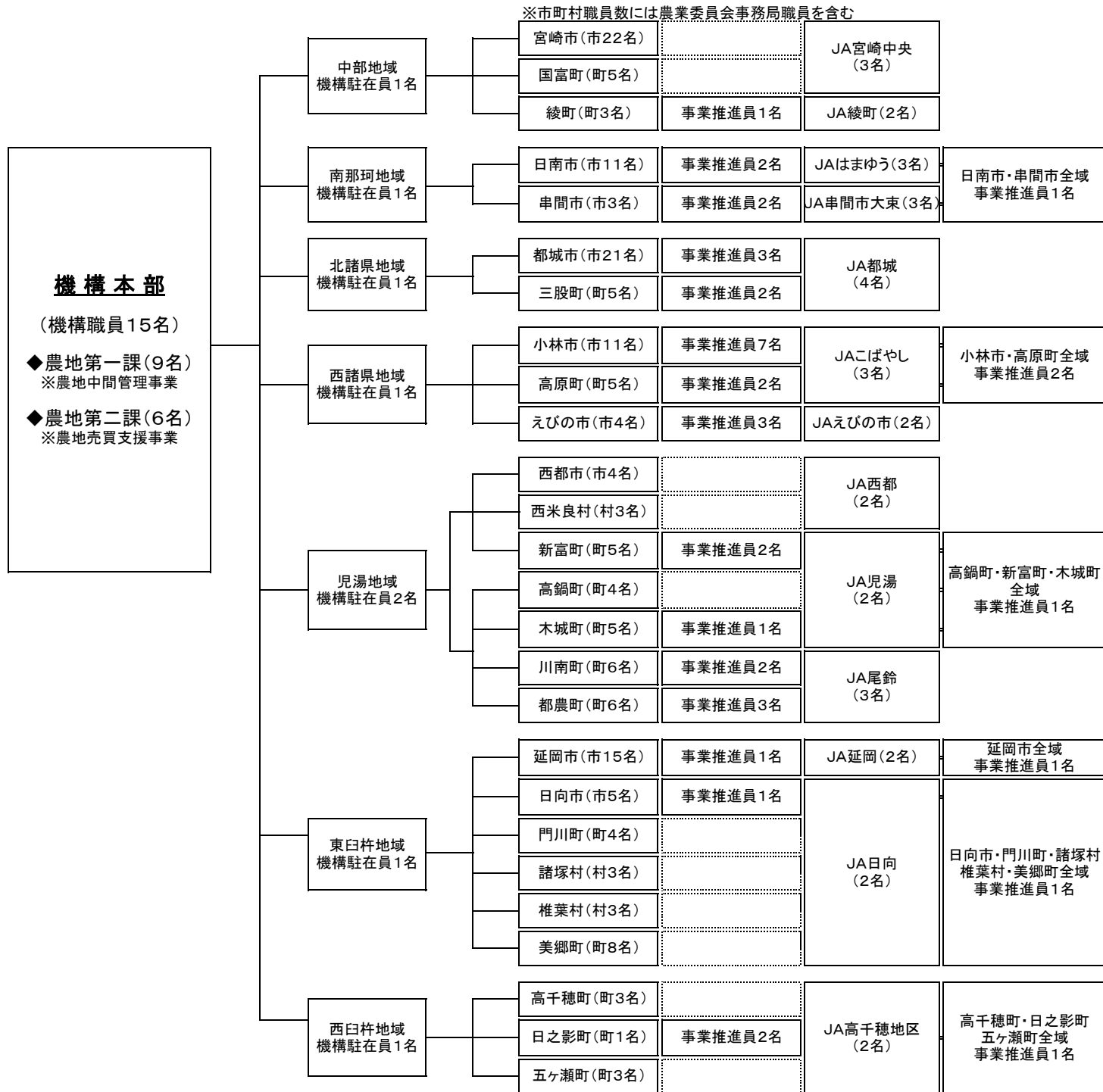


宮崎県農地中間管理機構の事業実施体制

平成28年6月20日現在

◆機構は、県内7地域に機構駐在員を配置し、各市町村に設置してある「農地中間管理事業推進チーム」と連携を図りながら、それぞれ担当業務を実施している。



◆農地中間管理事業関係職員数

○機構本部15名

○機構駐在員8名

○市町村168名 ○JA33名

○事業推進員41名

【機構本部の役割】

- 重点実施地区の進行管理
- 農地中間管理事業の啓発・普及
(市町村説明会、農業委員説明会等)
- 利用権設定等に関する事務支援
- 利用権設定等の事務
(集積計画・配分計画の作成)
- 農地中間管理権を有する農用地等の
賃料管理等

【機構駐在員の役割】

- 農地中間管理事業に関する事業啓発及
び事業推進
- 各地域における関係機関の連携・調整及
び指導
- 各地域における農地に関する農地情報
等の収集
- 県主催の担当者会議や各市町村の農地
中間管理事業推進チーム会議への参加
- 各地域での地元説明会等への参加
- 各地域における権利設定等の業務支援
- 農用地等の借受希望者のフォローアップ
(マッチングに向けたニーズ等の把握)

【市町村・農業委員会・JAの役割】

- 農地中間管理事業の事業啓発
- 機構事業等に関する相談窓口
- 農地情報の収集・整理
- 農地の出し手・受け手の掘り起し
- 重点実施地区での地元説明会等の実施
- 重点実施地区での利用権設定等の事務
- 農用地利用配分計画案の作成
- その他農地中間管理事業に関すること